

令和 7 年第 1 回安芸市農業委員会定例会議事録

1. 開催日時 令和 7 年 1 月 27 日(月)午後 1 時 30 分から 2 時 25 分

2. 開催場所 安芸市役所 2 階会議室

3. 出席農業委員(11 人)

会長	1 番	内川 昭二
会長職務代理者	2 番	大久保暢夫
会長職務代理者	3 番	樋口なぎさ
	4 番	西岡 秀輝
	6 番	栗山 浩和
	8 番	有澤 節子
	9 番	福本 隆憲
	10 番	公文 啓子
	11 番	千光士伊勢男
	12 番	小松 昭則
	13 番	小松 豊喜

4. 欠席農業委員(3 人)

5 番	川島 一義
7 番	野村 勉
14 番	小松 昌平

5. 出席農地利用最適化推進委員(7 人)

6. 傍聴者 なし

7. 議事日程

報告第 1 号	農地法第 3 条の 3 届出について
議案第 2 号	農地法第 3 条許可申請について
議案第 3 号	農地法第 4 条第 1 項許可申請について
議案第 4 号	農地法第 5 条第 1 項許可申請について
報告第 5 号	農地法第 18 条第 6 項解約通知報告について
議案第 6 号	農業経営基盤強化促進法 農用地利用集積計画決定について
議案第 7 号	農地中間管理事業法第 19 条の 2 の農用地利用集積計画(一括

方式)決定について
報告第8号 農用地利用集積等促進計画の公告(機構・受け手間契約)につ
いて
議案第9号 非農地証明願について
その他

8. 農業委員会事務局職員

事務局長	三宮 一仁
事務局次長兼振興係長	小松 亜矢
事務局農地係長	弘井 恭介

9. 会議の概要

議長 みなさん、こんにちは。
これより、本日の会議を開きます。
議事に入る前に事務局が諸般の報告をいたします。

事務局長 本日の出欠状況を報告いたします。
定数14人、欠席3人、出席数11人であります。
欠席委員の5番川島委員、7番野村委員及び14番小松昌平委員からは、所用のため欠席の届出があっております。
また、4番西岡委員から遅参の届出があっております。
次に、事務の概要報告をいたします。
1月7日に市役所で開催された担い手支援協議会幹事会及び1月23日にJA安芸地区本部で開催された農業再生協議会幹事会に小松次長が出席いたしました。
また、1月22日に高知市で開催された第106回常設審議委員会に内川会長が出席しております。
以上で、事務の概要報告を終わります。

議長 本定例会の日程は、本日1日限りといたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)
はい、「異議なし」と認めます。
よって、本定例会の日程は本日1日と決定いたします。
会議規則第21条第2項の規定により議事録署名委員に大久保暢夫委員及び樋口なぎさ委員を指名いたします。

議長 それでは、報告第1号、農地法第3条の3届出について、事務局が説明をいたします。

事務局 議案書は1ページをお開きください。
報告第1号農地法第3条の3届け出についてです。
今回は、8件の届出が出ています。

届出番号1番です。
権利取得者は、議案書に記載のとおりです。
届出地は、記載のとおり穴内の20筆で、面積は合計2,915㎡です。相続により所有権が移転となったもので、あっせんの希望はありませんでした。

次に、届出番号2番です。
権利取得者は、議案書に記載のとおりです。
届出地は、記載のとおり赤野の8筆で、面積は合計3,737㎡です。相続により所有権が移転となったもので、あっせんの希望はありませんでした。

次に、届出番号3番です。
権利取得者は、議案書に記載のとおりです。
届出地は、記載のとおり土居の1筆で、面積は766㎡です。相続により所有権が移転となったものですが、あっせんの希望がありましたので、地元の農業委員につないでおります。

次に、届出番号4番です。
権利取得者は、議案書に記載のとおりです。
届出地は、記載のとおり下山の2筆で、面積は合計228㎡です。相続により所有権が移転となったもので、あっせんの希望はありませんでした。

次に、届出番号5番です。
権利取得者は、議案書に記載のとおりです。
届出地は、記載のとおり下山の1筆で、面積は1,517㎡です。相続により所有権が移転となったもので、あっせんの希望はありませんでした。

次に、届出番号6番です。
権利取得者は、議案書に記載のとおりです。
届出地は、記載のとおり井ノ口の3筆で、面積は296.61㎡です。相続により所

有権が移転となったもので、あっせんの希望はありませんでした。

次に、届出番号7番です。

権利取得者は、議案書に記載のとおりです。

届出地は、記載のとおり西浜の1筆で、面積は1,501 m²です。相続により所有権が移転となったもので、あっせんの希望はありませんでした。

次に、届出番号8番です。

権利取得者は、議案書に記載のとおりです。

届出地は、記載のとおり下山の1筆で、面積は63 m²です。時効取得により所有権が移転となったもので、さきほどの届出番号4番で届出のあった2筆のうちの1筆で、相続登記の後に時効取得による所有権移転があったものです。

説明は以上です。

議長 ただいまの報告第1号農地法第3条の3届出について、質問、意見などがございましたら、お願いいたします。

(質問、意見等、なし)

議長 質問、意見等がないようでしたら、これは、報告案件ですので、了解いただきたいと思います。

続きまして、議案第2号、農地法第3条許可申請についてを議題とし、事務局が説明いたします。

事務局 議案第2号、農地法第3条許可申請について説明いたします。議案書は5ページになります。今回は4件の申請がありました。

申請番号1番です。

譲渡人、譲受人は議案書に記載のとおりで、申請地も記載のとおり東浜の2筆で、面積は合計2,376 m²です。

売買による所有権移転の申請で、ピーマンの栽培を予定しています。所在地は、6ページに地図を掲載しております。旧市立安芸中学校の東側にある農地です。こちら、現在、利用権の設定がされておりましたが、この度、売買の話が成立し、合意解約の上で許可申請が提出されております。併せて先に説明させていただきますので、15ページの下段をご覧ください。令和6年7月から10年間の利用権が設定されておりましたが、この度、売買の話が成立になりましたので、合意解約のうえ、今回のこの申請が提出されております。

それでは、現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。

次に、農地法第3条第2項各号の判断につきましては、A3の農地法第3条調査書で説明します。

まず、全部効率利用要件につきましては、譲受人はピーマンや水稻等を栽培し農作業に従事しています。今回の申請地は、令和6年7月から10年間の利用権の設定がされておりましたが、今回売買の話が成立したもので、併せて解約通知も提出されており、申請地には引き続きピーマンの栽培が予定されています。農作業に従事する家族等の状況からみて、耕作すべき農地すべてを効率的に利用するものと見込まれます。

次に、農地所有適格法人要件につきましては、譲受人は個人ですので、適用ありません。

次に、信託引き受け除外要件につきましては、信託ではありませんので、適用ありません。

次に、農作業常時従事要件につきましては、農業に従事する予定者、年間300日が2名おります。このため、農作業を行う必要がある年間150日以上の要件を満たすと見込まれます。

次に、転貸禁止につきましては、所有権移転・売買でありますので、該当しません。

次に、地域との調和要件につきましては、申請地にはピーマンの栽培が予定されており、地域の防除基準にあった栽培管理を行うため、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。

これらのことから、この申請につきましては農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

なお、現地につきましては、1月14日に公文啓子委員、渡辺禎宏委員に確認していただきました。

申請番号2番です。議案書は5ページにお戻りください。

譲渡人、譲受人は議案書に記載のとおりで、申請地も記載のとおり川北の1筆で、面積は合計683㎡です。

贈与による所有権移転の申請で、水稻の栽培を予定しています。所在地につきましては、7ページに地図がございます。津波避難タワー7号の北東方向にある農地です。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。

次に、農地法第3条第2項各号の判断につきましては、A3の農地法第3条調査書で説明します。

まず、全部効率利用要件につきましては、譲受人は、会社経営者ですが、果樹な

ども栽培しております。また、高規格道路の道路工事に伴い休耕している農地等がありますが、工事が完了次第、耕作を再開し申請地と併せて水稻栽培を行う予定とのことです。農作業に従事する家族等の状況等からみて、耕作すべき農地すべてを効率的に利用するものと見込まれます。

次に、農地所有適格法人要件につきましては、譲受人は個人ですので、適用ありません。

次に、信託引き受け除外要件につきましては、信託ではありませんので、適用ありません。

次に、農作業常時従事要件につきましては、農業に従事する予定者、年間 150 日が 1 名となっており、農作業を行う必要がある日数に足ると見込まれます。

次に、転貸禁止につきましては、所有権移転・贈与でありますので、該当しません。

次に、地域との調和要件につきましては、申請地には水稻の栽培が予定されており、地域の防除基準にあった栽培管理を行うため、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。

これらのことから、この申請につきましては農地法第 3 条第 2 項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

なお、現地につきましては、1 月 9 日に樋口なぎさ委員、西岡秀輝委員、中平秀一委員に確認していただきました。

申請番号 3 番です。こちら譲受人が申請番号 4 番と同一ですので、併せて説明いたします。

譲渡人、譲受人は議案書に記載のとおりで、申請地も記載のとおりそれぞれ川北の 1 筆で、隣接する 2 筆となっています。面積はそれぞれ 738 m²と 1,979 m²です。

売買による所有権移転の申請で、ユズの栽培を予定しています。所在地につきましては、8 ページに地図がございます。キセキレイの北方向にある農地です。現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。

次に、農地法第 3 条第 2 項各号の判断につきましては、A3 の農地法第 3 条調査書で説明します。

まず、全部効率利用要件につきましては、譲受人は新規就農となりますが、申請地の近隣地で父親がユズを栽培しており、経営指導を受けながら農業に従事していく予定です。また、これまでに 5 年ほど農作業の手伝いの経験もあります。今回の申請地でもユズを栽培する予定であり、農作業に従事する家族等の状況等からみて、耕作すべき農地すべてを効率的に利用するものと見込まれます。

次に、農地所有適格法人要件につきましては、譲受人は個人ですので、適用ありません。

次に、信託引き受け除外要件につきましては、信託ではありませんので、適用ありません。

次に、農作業常時従事要件につきましては、農業に従事する予定者、年間 200 日が 1 名と 150 日が 1 名となっており、農作業を行う必要がある日数に足ると見込まれます。

次に、転貸禁止につきましては、所有権移転・売買でありますので、該当しません。

次に、地域との調和要件につきましては、申請地にはユズの栽培が予定されており、地域の防除基準にあった栽培管理を行うため、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。

これらのことから、この申請につきましては農地法第 3 条第 2 項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

なお、現地につきましては、1 月 9 日に樋口なぎさ委員、西岡秀輝委員、中平秀一委員に確認していただきました。

議長 現地確認委員の報告を、申請番号①を公文啓子委員、申請番号②③④を樋口なぎさ委員 お願いします。

公文委員 申請番号①です。1 月 14 日に現地確認してきました。説明のとおりです。

樋口委員 ②③④です。9 日に現地確認してまいりました。先ほどの説明に間違いありません。

議長 それでは、審議をお願いします。

ないようですので、採決いたします。

議案第 2 号、農地法第 3 条許可申請については、原案どおり認め、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手(全員)

議長 全員賛成です。

議長 よって、議案第 2 号、農地法第 3 条許可申請については原案どおり認め、許可することに決定しました。

続きまして、議案第 3 号、農地法第 4 条第 1 項許可申請についてを議題として、事務局が説明をいたします。

事務局 議案の説明に入る前に説明させていただきます。

(弘井) 今回、4条が1件と5条転用が3件出ております。4件とも現在、農用地区域内の農地となっております。ただ、今、農林課のほうが農用地区域の全体見直しをやっておりまして、県の同意も得られましたので、今月末か来月あたまにはこれから4筆とも農用地区域から除外される予定の農地となっております。

それでは、議案第3号の4条申請について説明いたします。

今回は1件の申請が提出されております。議案書は9ページをご覧ください。

申請番号1番、申請人、申請地は議案書に記載のとおり、地目は田、面積は130㎡で、転用目的は墓地の建設です。場所は10ページに地図を載せております。併せて現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。場所はごめんなはり線穴内駅の北の方にある農地です。現地確認は1月9日に小松昭則委員、長野榮徳委員にいただきました。

次に農地転用許可基準についてですが、別紙のA3サイズの農地法第4条調査書でご説明いたします。

1の立地基準、農地性の判断ですが、該当区分は第3種農地にあたると判断しています。理由は、ごめんなはり線穴内駅から概ね300m以内にある農地であるためです。

続きまして、2の一般基準についてご説明いたします。

検討事項①、申請理由ですが、現在の墓地が山の中にあり、墓参りや管理が年々負担になってきており、高齢のご両親は墓参りに行くことができておりません。そのため、今後のことを考え、自宅に近い場所に墓地を移したいと考えました。しかし、申請地以外に適当な土地が見つからなかったため、当該申請地を申請することがやむを得ないと認められます。

資力や信用及び遅滞なく転用が行われるかにつきましては、積立定期預金通帳の写しを確認し、問題ないと判断いたしました。

計画面積の妥当性につきましては、現地を確認した結果、墓地用地として転用面積が妥当であると判断いたしました。

周辺農地への支障につきましては、当該申請地の北側及び東側は同意のある農地、南側は高規格道路予定地、西側は道路を挟んで申請人所有の農地及び同意のある農地です。生活排水が生じる施設の設置はなく、雨水については、自然浸透により処理する計画です。これらのことから、転用事業の実施による周辺農地への影響はないと判断しました。なお、穴内土地改良区より異議がない旨の意見書が提出されております。

特定土地改良事業等関係につきましては、土地改良事業の施行地ではありません。

申請地に係る土地と都市計画との関係につきましては、都市計画区域外となっております。

申請地に係る土地と農業振興地域整備計画との関係につきましては、先ほど説明しましたとおり農業振興地域内の農用地区域内ですが、全体見直しにより農用地区域外となる見込みです。

総合意見といたしまして、現地調査、申請書類の確認の結果、転用計画は許可相当であると判断いたします。

説明は以上です。

議長 現地確認委員の報告を小松昭則委員、お願いします。

小松委員 1月9日に現地確認してきました。先ほどの説明のとおりです。

議長 それでは審議をお願いします。

別にないようですので、採決をいたします。

議案第3号 農地法第4条第1項許可申請については、申請どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 全員賛成です。

よって、議案第3号 農地法第4条第1項許可申請については、申請どおり決定いたしました。

続きまして、議案第4号、農地法第5条第1項許可申請についてを議題として事務局が説明をいたします。

事務局 議案第4号の5条申請について説明いたします。

(弘井) 今回は3件の申請が提出されております。議案書は11ページをご覧ください。申請番号1番。譲渡人、譲受人、申請地は議案書に記載のとおりで、地目は田、面積は合計395.23㎡で、転用目的はガソリンスタンドの建築・設置です。場所は12ページに地図を掲載しています。

併せて現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。場所はJA高知県あき北支所の北側にある農地です。現地確認は1月14日に福本隆憲委員、入交大輔委員にいただきました。

次に別紙のA3サイズの農地法第5条調査書をご覧ください。

1の立地基準、農地性の判断ですが、該当区分は第2種農地にあたると判断しています。理由は、安芸市役所庁舎から概ね500m以内にある農地であるためです。

続きまして、2の一般基準についてご説明いたします。

検討事項①の理由についてですが、譲受人は現在のガソリンスタンドが道路拡

張事業により減少することにより補填施設用地の確保が必要となりました。現施設と隣接するほど近くで、全面が道路に面していることが条件となります。現施設の南側及び西側は既に譲受人が施設敷地として利用しており、移設は不可能であるため、北側の当該申請地を選定したもので、ほかに適した用地もないことから、当該申請地を申請することがやむを得ないと認められます。

資力や信用につきましては、金融機関の残高証明書を確認し、問題はないと判断いたしました。

滞滞なく転用が行われるかにつきましては、現地調査、申請書類確認の結果、転用は確実にされると判断いたしました。

計画面積の妥当性につきましては、土地利用計画図が提出されており、ガソリンスタンド用地として転用面積が妥当であると判断いたしました。

次に、周辺農地への支障についてですが、当該申請地の北側及び西側は譲受人所有の農地、南側は譲受人の事業地、東側は市道です。生活排水は浄化槽で処理後、南側市道へ、雨水は施設内の東側及び南側に設置する外周の溝を經由し南側市道側溝へ排水する計画です。これらのことから、転用事業の実施による周辺農地への影響はないと判断します。道路占用工事については安芸市建設課と協議済です。なお、栃ノ木堰土地改良区から異議がない旨の意見書が提出されています。特定土地改良事業等関係につきましては、土地改良事業の施行地ではありません。

申請地は、都市計画区域外で、農業振興地域内の農用地区域内ですが、先ほど説明しましたとおり、全体見直しにより農用地区域外となる見込みです。

総合意見といたしまして、現地調査、申請書類の確認の結果、転用計画は許可相当であると判断いたします。

次に申請番号2番。譲渡人、譲受人、申請地は議案書に記載のとおりで、地目は田、面積は合計324㎡で、転用目的は駐車場の建築です。場所は13ページに地図を掲載しています。併せて現地の写真をお配りしますのでご確認ください。場所は天神坊橋の北西にある農地です。現地確認は1月14日に福本隆憲委員、入交大輔委員にいただきました。

次に別紙のA3サイズの農地法第5条調査書をご覧ください。

1の立地基準、農地性の判断ですが、該当区分は第1種農地あたると判断しています。理由は10ha以上の集団性のある農地であるためです。

続きまして、2の一般基準についてご説明いたします。

検討事項①の理由についてですが、譲受人は建築業を営んでおり、業務の増加により現在の敷地では事務所・倉庫・資材置場及び駐車場として利用するには手狭でした。そのため、事務所の近くで駐車場用地を探しましたが見つからなかった

ため、当該申請地を申請することがやむを得ないと認められます。

資力や信用につきましては、普通貯金通帳の写しを確認し、問題はないと判断いたしました。

遅滞なく転用が行われるかにつきましては、現地調査、申請書類確認の結果、転用は確実にされると判断いたしました。

計画面積の妥当性につきましては、土地利用計画図が提出されており、駐車場用地として転用面積が妥当であると判断いたしました。

次に、周辺農地への支障についてですが、当該申請地の北側は一体利用地、南東側は同意のある農地、西側は河川です。生活排水が発生する施設の設置はなく、雨水は自然浸透により処理する計画です。これらのことから、転用事業による周辺農地への影響はないと判断いたします。

なお、栃ノ木堰土地改良区から異議がない旨の意見書が提出されています。

土地改良事業等関係につきましては、土地改良事業の施行地ではありません。申請地は、都市計画区域外で農業振興地域内の農用地区域内ですが、全体見直しにより農用地区域外となる見込みです。

総合意見といたしまして、現地調査、申請書類の確認の結果、転用計画は許可相当であると判断いたします。

申請番号3番です。譲渡人、譲受人、申請地は議案書に記載のとおり。地目は田、面積は267㎡で、転用目的は個人住宅の建築です。場所は14ページに掲載しております。併せて現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。場所は井ノ口駐在所の南東方向にある農地です。現地確認は1月8日に大久保暢夫委員、西岡大作委員にいただきました。次にA3サイズの農地法第5条調査書をご覧ください。

1の立地基準、農地性の判断ですが、該当区分は第1種農地にあたると判断しています。理由は、10ha以上の集団性のある農地であるためです。

続きまして2の一般基準についてご説明いたします。

検討事項①の理由についてですが、譲受人は現在、賃貸住宅に住んでいますが、将来を考えた際に、自己所有の住宅を建築したいと考えました。今回の申請地は、津波被害の心配もなく、落ち着いた環境で生活しやすく、夫婦の勤務先や子供の保育園、小学校に通うのにも便利であるため、当該申請地を選定したもので、ほかに適した用地もないことから、当該申請地を申請することがやむを得ないと認められます。

資力や信用につきましては、金融機関の発行する融資証明を確認し、問題はないと判断いたしました。

遅滞なく転用が行われるかにつきましては、現地調査、申請書類確認の結果、転

用は確実に行われると判断しました。

計画面積の妥当性につきましては、土地利用計画図が提出されており、個人住宅用地として転用面積が妥当であると判断いたしました。

次に、周辺農地への支障についてですが、当該申請地の北側、東側及び西側は同意のある農地、南側が市道です。生活排水は浄化槽で処理後、南側市道側溝へ雨水も同様に南側市道側溝へ排水する計画です。これらのことから、転用事業の実施による周辺農地への影響はないと判断します。

特定土地改良等事業につきましては、土地改良事業の施行地ではございません。申請地は、都市計画区域外で農業振興地域内の農用地区域内ですが、全体見直しにより農用地区域外となる見込みです。

総合意見といたしまして、現地調査、申請書類の確認の結果、転用計画は許可相当であると判断いたします。

議長 現地確認委員の報告を 申請番号①②を福本隆憲委員、申請番号③を大久保暢夫委員お願いします。

福本委員 ①②です。1月14日に現地確認してきました。説明のとおりです。

大久保委員 ③です。1月8日に現地確認してきました。先ほどの説明のとおりです。

議長 それでは審議をお願いします。

別に(ほかに)意見はないようですので、採決いたします。

議案第4号 農地法第5条第1項許可申請については、申請どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 全員賛成です。

よって、議案第4号、農地法第5条第1項許可申請については、申請どおり決定いたしました。

続きまして、報告第5号、農地法第18条第6項解約通知報告についてを議題とし、事務局が説明いたします。

事務局 報告第5号、農地法第18条第6項解約通知報告について説明いたします。議案書は15ページとなります。今回は3件の届出がありました。

(小松)

届出番号1番です。

賃貸人、賃借人は議案書に記載のとおり、申請地も記載どおり赤野の1筆です。

地目は田で、面積は 600 m²です。令和 2 年 10 月から 5 年間の賃借権が設定されておりましたが、双方の合意により解約の通知が提出されたものです。

届出番号 2 番です。

さきほどの議案第 2 号の農地法第 3 条許可申請の申請番号②のところで先に説明させていただきましたので、ここでの説明は省略いたします。

届出番号 3 番です。議案書は 16 ページです。

賃貸人、賃借人は議案書に記載のとおり、申請地も記載どおり土居の 1 筆です。地目は田で、面積は合計 1,221 m²です。令和 3 年 2 月から 5 年間の賃借権が設定されておりましたが、このあと、議案第 6 号で出てきますが、こちらも売買の話がまとめられ、双方の合意により解約の通知が提出されたものです。説明は以上です。

議長 ただいまの報告第 5 号 農地法第 18 条第 6 項解約通知報告について、質問、意見等がございましたら、お願いいたします。

(質問、意見等なし)

質問、意見等ないようでしたら、これは、報告案件ですので、了解いただきたいと思います。

議長 続きまして、議案第 6 号、農業経営基盤促進法 農用地利用集積計画決定についてを議題として、事務局が説明をいたします。

事務局 それでは、議案第 6 号、農業経営基盤強化促進法 農用地利用集積計画決定について説明いたします。今回は 4 件の申請がありました。

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律の経過措置を適用して、従来の農用地利用集積計画を定めようとするものです。

事務局 議案書は 17 ページからになります。

それでは、申請番号 1 番です。

貸付人、借受人は議案書に記載のとおり、申請地も記載どおり西浜の 2 筆で、地目は田、面積は合計で 1,926 m²です。水稻を栽培する予定をしており、貸借期間は 5 年で、賃借料は無償で使用貸借の再設定をする計画となっております。現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。

所在地につきましては、20 ページに地図がございます。防災センターの西側にある農地です。

経過措置として適用される、改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各号の判断につきましては、別紙の A3 の農業経営基盤強化促進法に係る利用集積計画の調査書に記載してあるとおりです。

現地につきましては、1 月 14 日に公文啓子委員、渡辺禎宏委員に確認していただきました。

次に、申請番号 2 番です。議案書は 17 ページです。

貸付人、借受人は議案書に記載のとおり、申請地も記載どおり東浜の 2 筆で、地目は田、面積は合計 885 m²です。シシトウ、オクラを栽培する予定をしており、貸借期間は 5 年で、年間 8,000 円で新規設定する計画です。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。

所在地につきましては、21 ページに地図がございます。旧市立安芸中学校の東側にある農地です。

経過措置として適用される、改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各号の判断につきましては、別紙の A3 の農業経営基盤強化促進法に係る利用集積計画の調査書に記載してあるとおりです。

現地につきましては、1 月 14 日に公文啓子委員、渡辺禎宏委員に確認していただきました。

次に、申請番号 3 番です。

貸付人、かしつけにん借受人は議案書に記載のとおり、申請地も記載どおり伊尾木の 3 筆で、地目は田、面積は合計 2,819 m²です。ナスを栽培する予定をしており、貸借期間は 20 年で、米 6 俵代/10a で新規設定する計画です。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。

所在地につきましては、22 ページに地図がございます。辻製油の南方向にある農地です。

経過措置として適用される、改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各号の判断につきましては、別紙の A3 の農業経営基盤強化促進法に係る利用集積計画の調査書に記載してあるとおりです。

現地につきましては、1 月 15 日に内川会長、黒岩榮之委員に確認していただきました。

次に、申請番号 4 番です。

譲渡人、譲受人は議案書に記載どおり、申請地も記載どおり土居の1筆で地目は田、面積は1,221 m²です。

水稻を栽培する予定をしており、100万円で売買し、所有権の移転をする計画となっております。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。所在地につきましては、23ページに地図がございます。目印がなくて分かりにくいですが、春日橋の西側の避難タワーの北東方向にある農地です。

経過措置として適用される、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号の判断につきましては、別紙のA3の農業経営基盤強化促進法に係る利用集積計画の調査書に記載してあるとおりです。

なお、現地につきましては、こちらは、令和6年第11回定例会の議案に提出があたものの疑義があったため取り下げになった案件で、その際に現地確認しております。その後、疑義が解消され、改めて提出されましたので今回審議を行うものです。現地確認については、令和6年11月11日に福本隆憲委員、入交大輔委員に確認していただいております。

説明は以上です。

議長 現地確認委員の報告を、申請番号①②を渡辺禎宏委員、申請番号③を黒岩榮之委員、申請番号④を入交大輔委員、お願いします。

渡辺委員 ①②です。現地確認してきました。さきほどの説明のとおりです。

黒岩委員 ③です。現地確認してきました。先ほどの説明のとおりです。

入交委員 ④です。11月11日に現地確認してきました。説明のとおりです。

議長 それでは、審議をお願いします。

(質問、意見等なし)

別にないので、採決いたします。

議案第6号 農業経営基盤強化法農用地利用集積計画決定について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手(全員・多数)

議長 全員賛成です。

議案第6号 農業経営基盤強化法農用地利用集積計画決定については、原案どおり決定いたしました。

議長 続きまして、議案第7号、農地中間管理事業法第19条の2の農用地利用集積計画(一括方式)についてを議題とし、事務局が説明をいたします。

事務局 議案第7号、農地中間管理事業法第19条の2の農用地利用集積計画(一括方式)決定について説明いたします。議案書は24ページです。
農地中間管理事業法第19条の2の農用地利用集積計画を活用した案件となります。

事務局 申請番号1番です。
貸付人、借受人、転貸人は議案書に記載どおり、申請地も記載どおり土居の1筆で地目は田で、面積は3,016 m²です。作物は、転貸人がナスを栽培する予定をしており、賃借期間は15年間で、賃借料は7万円/10aの条件で新規設定する計画です。現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。所在地につきましては、25ページに地図がございます。溝ノ辺公園の東方向にある農地です。
経過措置として適用される、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号の判断につきましては、別紙A3の調査書に記載してあるとおりです。
現地につきましては、1月14日に福本隆憲委員、入交大輔委員に確認していただきました。

申請番号2番です。

貸付人、借受人、転貸人は議案書に記載どおり、申請地も記載どおり川北の1筆で地目は田、面積は合計4,000 m²です。作物は、転貸人がナスを栽培する予定をしており、賃借期間は10年間で、賃借料は7万円/10aの条件で新規設定する計画です。
現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。所在地につきましては、26ページに地図がございます。避難タワー7号の北西方向にある農地です。
経過措置として適用される、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号の判断につきましては、別紙A3の調査書に記載してあるとおりです。
現地につきましては、1月9日に樋口なごさ委員、西岡秀輝委員、中平秀一委員に確認していただきました。
説明は以上です。

議長 現地確認委員の報告を、申請番号①は入交大輔委員、申請番号②を中平秀一、お願いします。

入交委員 申請番号①です。1月14日に現地確認してきました。説明のとおりです。

中平委員 申請番号②です。1月9日に現地確認してきました。先ほどの説明のとおりです。

議長 それでは、審議をお願いします。

(質問、意見等なし)

別にないようですので、採決いたします。

議案第 7 号、農地中間管理事業法第 19 条の 2 の 農用地利用集積計画（一括方式）決定について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手(全員・多数)

議長 全員賛成です。

よって、『議案第 7 号、農地中間管理事業法第 19 条の 2 の農用地利用集積計画（一括方式）決定について』は、原案どおり決定いたしました。

議長 続きまして、『報告第 8 号、農用地利用集積等促進計画の公告(機構・受け手間契約)について』を議題とし、事務局が説明をいたします。

事務局 報告第 8 号、農用地利用集積等促進計画の公告(機構・受け手間契約)について」説明いたします。議案書は 27 ページです。

農地中間管理機構である高知県農業公社が賃貸借している農地について、元の借主との合意解約は、令和 6 年第 11 回定例会で報告しております。第 12 回定例会で新たに転借する借主との計画作成を審議した後、高知県農業公社に計画作成を要請しました。これを受けて高知県農業公社が転借に関する計画を作成し、安芸市に対して認可申請があり、1 月 15 日付けで安芸市が認可・公告を行い手続きは全て完了となっております。今回は一連の手続きが完了済であることを報告するものです。

転借人は議案書に記載のとおりで、申請地も記載とおり井ノ口の 2 筆で、地目は田、面積は合計 2,475 m²です。賃借期間は約 13 年間で賃借料は 7 万円/10a で新規設定の計画となっております。

説明は以上です。

議長 ただいまの報告第 8 号について質問、意見等がございましたらお願いいたします。

(質問、意見等なし)

質問、意見がないようでしたら、これは、報告案件ですので、了解していただきたいと思います。

議長 それでは、議案第9号、非農地証明願についてを議題とし、事務局が説明いたします。

事務局 議案第9号、非農地証明願について、説明いたします。

(弘井) 議案書は28ページです。

今回は1件の申請が出ております。

それでは、申請番号1番、申請人、申請地は議案書に記載のとおり。登記簿地目は田、面積は756㎡となっております。

所在地の地図は29ページに掲載しております。春日橋を東にいったところにある農地です。現在は倉庫用地及び駐車場として利用されています。現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。現地ですが、平成6年頃に農地転用許可を受け資材置き場として利用されておりました。その後、平成13年及び24年に倉庫が建築され、現在に至っています。現地の状況、及び安芸市税務課が発行する証明書を確認し、安芸市の非農地証明書発行基準である15年以上を経過しており、非農地の証明が可能であると判断いたします。

現地につきましては、1月9日に樋口なぎさ委員、西岡秀輝委員、中平秀一委員に確認していただきました。説明は以上です。

議長 現地確認の報告を西岡秀輝委員、お願いします。

西岡委員 現地確認してきました。先ほどの説明のとおりです。

議長 それでは、審議をお願いします。

千光士委員 この倉庫は誰の倉庫？

事務局(弘井) 須崎青果です。

ほかにないようですので、採決いたします。

議案第9号 非農地証明願を、申請どおり認定することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手(全員・多数)

議長 全員賛成です。

よって、議案第9号、非農地証明願については、申請どおり認定することに決定いたしました。

議長 以上で、議案審議は終了いたしました。
それでは、その他の件について、事務局から説明いたします。

事務局 年度末が近づいておりますので、活動記録簿の提出の方、お願いします。出されてない方は、来ていただいたら、書くのを一緒に手伝いますのでよろしくお願いします。

(小松) 2月の定例会は、26日(水)ですので、お間違えのないよう、ご参加をお願いします。
この後、18時から新年会です。時間が空きますが、ご参加をお願いします。また、欠席の返事をいただいていた方で出席できるようになった方がおられたら、お声かけください。

議長 以上で、本日の定例会日程はすべて、終了しました。

この議事録は事実と相違ないので、農業委員会会議規則第 21 条第 2 項の規定により署名する。

令和 7 年 2 月 26 日

安芸市農業委員会
会 長

会議録署名委員

会議録署名委員